

小田原市監査委員公表第2号  
平成25年3月26日

小田原市監査委員	岡本重治
小田原市監査委員	井上久嘉
小田原市監査委員	俵鋼太郎

定期監査（後期）等の結果公表

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査（併せて同法第199条第2項及び第7項の規定による監査）

## 2 監査の期間

平成25年1月15日から平成25年3月25日まで

## 3 監査対象部課等

企画部（職員課）、文化部（文化政策課）、福祉健康部（高齢福祉課、健康づくり課）、経済部（農政課）、建設部（建設政策課、土木管理課、道水路整備課）、下水道部（下水道総務課、下水道整備課）、教育部（教育指導課）、選挙管理委員会事務局

## 4 監査の対象

主として平成24年度4月から12月末日までの収入・支出等の財務事務の執行、指定管理者の指定等の手続及び市が事務局として取り扱う現金・預金の管理の状況

## 5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。また、市が事務局として取り扱う現金・預金の管理については現地にて実査を行った。

## 6 監査の結果

### （1）財務事務について

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

#### ア 収入事務

- ・施設使用料の決定にあたり、規則を誤って適用している事例が見受けられた。（文化政策課）

#### イ 支出事務

- ・実行委員会事業費の受領委任払いを行う際の支払関係書類に誤りが見受けられた。（職員課）
- ・補助金実績報告書の提出期限を規則で定める期間を超えて設定している事例が見受けられた。（農政課）

なお、所管で工事等の随意契約を多数執行している課の当該契約事務については、分割発注が疑われる事例、指名業者の偏りは見受けられず、適正に執行されているものと認められた。（農政課、建設政策課、土木管理課、道水路整備課、下水道総務課、下水道整備課）

( 2 ) 指定管理者の指定等の手続について

指定管理者の募集、指定候補者の選定、指定管理者の指定、基本協定の締結等、一連の手続は、条例等に則しておおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

- ・ 鴨宮ケアセンターの利用料金承認に係る手続に不備があった。( 高齢福祉課 )

( 3 ) 市が事務局として取り扱う現金・預金の管理について

実査を行った結果、通帳と印鑑を別の者が管理するなど一定のリスク対応がされていた。